1号様式(第6条関係)

審査基準・標準処理期間整理票

<table>
<tr><td colspan="2">処分の内容</td><td colspan="3">那覇市新都心公園等の許可等</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠法令及び条項</td><td colspan="3">那覇市新都心公園等の管理に関する条例　第3条、第6条</td></tr>
<tr><td rowspan="3">審査基準</td><td colspan="4">■有(第3条第1項に該当する場合を含む。)
□無(根拠：第3条第2項第　号に該当)</td></tr>
<tr><td colspan="4">公表　■する　□しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第　号に該当)</td></tr>
<tr><td colspan="4">【内容】(※審査基準を公表する場合のみ記載すること。)
別紙のとおり</td></tr>
<tr><td colspan="2">審査基準設定年月日</td><td>令和5年7月14日</td><td>審査基準最終変更年月日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">標準処理期間</td><td colspan="3">■有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。)
期間(　４日　)
□無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第　号に該当)</td></tr>
<tr><td colspan="2">標準処理期間設定年月日</td><td>令和5年7月14日</td><td>標準処理期間最終変更年月日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">所管部署</td><td colspan="3">都市みらい部　公園管理課</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

注　審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

別紙

【行為許可の審査基準】

第3条　新都心公園等において、次に掲げる行為をしようとする者は、その行為に係る指定管理者の許可(以下「行為許可」という。)を受けなければならない。

(1)　行商、出店その他これらに類する行為

(2)　撮影、録音その他これらに類する行為であって業として行うもの

(3)　興行

(4)　運動会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのための新都心公園等(有料公園施設(有料で利用させる公園施設をいう。以下同じ。)を除く。)の全部又は一部の独占的な利用

(5)　その他市長が必要と認める行為

4　指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、行為許可をしてはならない。

(1)　行為許可を受けようとする行為が、公衆の新都心公園等の利用に支障を及ぼすおそれがあると認めるとき。

(2)　行為許可を受けようとする行為が、公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。

(3)　行為許可を受けようとする行為が、集団的に又は常習的に暴力的不法行為等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第1号の暴力的不法行為等をいう。)を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

(4)　行為許可を受けようとする者が、他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となるおそれのある物品又は動物の類を携行すると認めるとき。

(5)　行為許可を受けようとする者に伝染性の疾患があると認めるとき。

(6)　前各号に掲げるもののほか、管理上支障があると認めるとき。

【有料公園施設の利用許可の審査基準】

第6条　有料公園施設の利用をしようとする者は、指定管理者の許可(以下「利用許可」という。)を受けなければならない。

4　第3条第4項及び第5項の規定は、利用許可について準用する。この場合において、同条第4項第1号から第3号までの規定中「行為許可を受けようとする行為」とあるのは「利用許可を受けようとする利用」と、同項第4号及び第5号中「行為許可を受けようとする者」とあるのは「利用許可を受けようとする者」と読み替えるものとする。